

第2 決算 関係

決算関係資料について

この資料は、総務省からの照会に基づいて、県下全市町村及び一部事務組合を対象に平成25年度の財政状況を調査したものの一部を編集したもので、調査要領は次のとおりである。

一 調査日

普通会計、公営企業会計以外の公営事業会計 平成26年5月31日(出納閉鎖日)

法適用公営企業会計 平成26年3月31日現在

法非適用公営企業会計 平成26年5月31日(出納閉鎖日)

(ただし、施設及び業務の状況については平成26年3月31日現在)

二 調査団体の範囲

平成26年3月31日現在の市町村及び一部事務組合の全団体

三 会計の区分

1 普通会計

普通会計とは、公営事業会計以外の会計を総合して一つの会計としてまとめたものをいう。

2 公営事業会計

(1) 公営企業会計

公営企業会計とは、地方公営企業法の全部又は財務規定等を適用している事業並びに地方財政法施行令第12条に掲げる事業、有料道路事業、駐車場整備事業及び介護サービス事業に係る会計をいう。

このうち地方公営企業法の全部又は財務規定等を適用している事業を法適用企業といい、それ以外を法非適用企業という。

ア 水道事業 (簡易水道事業を除く。)

イ 工業用水道事業

ウ 交通事業 (軌道事業、鉄道事業、自動車運送事業、船舶運航事業)

エ 電気事業

オ ガス事業

カ 簡易水道事業

キ 港湾整備事業 (埋立事業並びに荷役機械、上屋、倉庫、貯木場及び船舶の離着岸を補助するための船舶を使用させる事業に限る。)

ク 病院事業 病院とは医療法第1条の5に規定する病床数20床以上の施設を有するものをいう。なお、国民健康保険事業会計の直診勘定に属する病床数20床以上の施設を有する病院については、同会計から分離して公営企業会計の病院事業として取り扱い、一般行政上の目的から経営しているもの、例えば大学付属病院、独立の伝染病院等で法非適用分については、病床数の如何にかかわらず、すべて病院事業として取り扱わないものである。

ケ 市 場 事 業	
コ と 畜 場 事 業	
サ 観 光 施 設 事 業	(休養宿泊施設事業、索道事業(ロープウェイ、スキーリフト等)、その他観光事業)
シ 宅 地 造 成 事 業	(住宅用地造成事業、内陸工業用地等造成事業、流通業務団地造成事業、市街地再開発事業等)
ス 下 水 道 事 業	(公共下水道事業、特定公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、流域下水道事業、農業集落排水事業、林業集落排水事業、簡易排水事業、小規模集合排水処理事業、特定地域生活排水処理事業、個別排水処理施設整備事業)
セ 有 料 道 路 事 業	
ソ 駐 車 場 整 備 事 業	
タ 介 護 サ ー ビ ス 事 業	(指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、老人短期入所施設、老人デイサービスセンター、指定訪問看護ステーション)
チ そ の 他 事 業	

(2) 国民健康保険事業会計

国民健康保険事業会計のうち、直診勘定に係る病床数20床以上の病院については、公営企業会計の病院事業として取り扱うものとする。

(3) 介護保険事業会計

介護保険事業会計とは、介護保険法により市町村が行う介護保険事業に係る会計をいう。ただし、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、老人短期入所施設、老人デイサービスセンター、指定訪問看護ステーションの5つの施設により介護サービスを提供する事業については、公営企業会計の介護サービス事業として取り扱うものとする。

(4) 農業共済事業会計

農業共済事業会計とは、農業災害補償法により市町村が行う農業共済事業に係る会計をいう。

(5) 交通災害共済事業会計

交通災害共済事業会計とは、市町村が条例等により直接行う交通災害共済事業に係る会計をいう。

(6) 後期高齢者医療事業会計

後期高齢者医療事業会計とは、高齢者の医療の確保に関する法律により市町村及び広域連合が行う後期高齢者医療事業に係る会計をいう。

四 主要財政用語

(1) 実質収支

当該年度の歳入決算額から歳出決算額を単純に差し引いた形式収支から事業繰越等の翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた額である。

繰越事業等を当該年度に執行し、または当該年度に発生した債務をその年度に履行したもものとして収支の結果をとらえたものである。

$$\text{実質収支} = \text{形式収支〔歳入－歳出〕} - \text{翌年度へ繰り越すべき財源※}$$

※ 翌年度へ繰り越すべき財源…継続費逐次繰越、繰越明許費、事故繰越、事業繰越及び支払繰延の措置により、翌年度に繰り越される財源をいう。

(2) 単年度収支

当該年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた額である。当該年度のみの実質的な収入と支出との差である。

$$\text{単年度収支} = \text{当該年度実質収支} - \text{前年度実質収支}$$

(3) 実質単年度収支

単年度収支結果に表れない当該年度の財源留保措置等の状況をとらえるもので、当該年度の歳出に含まれている積立金や地方債繰上償還額の黒字要素と積立金取崩額（歳入中の基金からの繰入金）の赤字要素が仮に歳入、歳出に措置されなかった場合、単年度収支が実質的にどのようになったかをみるものである。

$$\text{実質単年度収支} = \text{単年度収支} + \text{財政調整基金積立金} + \text{地方債繰上償還額} - \text{財政調整基金取崩額}$$

(4) 標準財政規模

標準的な一般財源の規模を示すものである。

$$\text{標準財政規模} = (\text{基準財政収入額} - \text{地方譲与税等※}) \times \frac{100}{75} + A※$$

※ 地方譲与税等 … 市町村民税所得割における税源移譲相当額の 25%、特別とん譲与税、自動車重量譲与税、航空機燃料譲与税、地方道路譲与税、地方揮発油譲与税、交通安全対策特別交付金、児童手当特例交付金、（政令市の場合は石油ガス譲与税が加わる。）

※ A…市町村民税所得割における税源移譲相当額の 25%を除いた地方譲与税等＋普通交付税＋臨時財政対策債発行可能額

(5) 実質収支比率

標準財政規模に対する実質収支の割合を示すものである。

$$\text{実質収支比率} = \frac{\text{実質収支}}{\text{標準財政規模（臨時財政特例債発行可能額含む）}} \times 100$$

(6) 財政力指数

当該団体の財政力を示す指標であり、地方交付税法の規定により算定した基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値をいう。財政力指数は、「1」に近くあるいは「1」を超えるほど財源に余裕があるものとされ、「1」を超えると普通交付税の不交付団体となる。

(7) 経常収支比率

経常的に充当された一般財源等の額が、経常一般財源等、減収補てん債（特例分）及び臨時財政対策債の合計額に占める割合であり、財政構造の弾力性を判断する指標である。

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{経常経費充当一般財源等}}{\text{経常一般財源等} + \text{減収補てん債（特例分）} + \text{臨時財政対策債}} \times 100$$

(8) 現債高比率

将来の公債費負担を把握するための指標で、地方債現在高の標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額含む）に対する割合を示す。比率が高いほど将来の公債費負担が大きくなる。

$$\text{現債高比率} = \frac{\text{地方債現在高}}{\text{標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額含む）}} \times 100$$

(9) 債務比率

将来の債務の状況を示す指標で、地方債現在高と債務負担行為翌年度以降支出予定額の合計額を、標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額含む）で除して算出する。

$$\text{現債高比率} = \frac{\text{地方債現在高} + \text{債務負担行為翌年度以降支出予定額}}{\text{標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額含む）}} \times 100$$

(10) 積立金現在高比率

地方公共団体の財政の安定性を判断する指標で、積立金現在高の標準財政規模に対する割合を示す。比率が高いほど、積立金が多いことを示す。

$$\text{積立金現在高比率} = \frac{\text{積立金現在高}}{\text{標準財政規模（臨時財政対策債発行可能額含む）}} \times 100$$

(11) ラスパイレス指数

地方公共団体の一般行政職の給料額（本給）と国の行政職俸給表（一）の適用職員の俸給額（本給）とを、学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて比較し、算出したもので、国を100としたものである。

職員構成を学歴別、経験年数別に区分し、地方公共団体の職員構成が国の職員構成と同一と仮定して算出するものであり、地方公共団体の仮定給料総額（地方公共団体の学歴別、経験年数別の平均給料月額に国の職員数を乗じて得た総和）を国の実俸給総額で除して得る加重平均である。